

吉見町住宅リフォーム補助金 対象工事一覧表

適否...○対象 △条件あり ×対象外

区分	内 容	適否	備 考
修 繕	1 屋根の修繕・葺替・塗装、雨樋の補修・架替	○	
	2 外壁の修繕・張替・塗替	○	
	3 内壁、天井の修繕・張替・塗替	○	
	4 クロスの張替(下地材を含む)、仕上材の塗替	○	
	5 床の張替、畳一式の交換	○	カーペット等は対象外(ただし脱着不可にする場合は可)
	6 建具(ドア、ふすま、障子等)の交換	○	
機能向上・安全対策	7 バリアフリー改修(手すりの設置、段差解消、廊下幅の拡張等)	△	介護保険居宅介護(支援)住宅改修費支給制度と重複した申請はできません
	8 システムキッチン等既製品又は準既製品の設置、交換	○	
	9 ガスコンロ・IHコンロの設置、交換	△	電気工事を伴うもの、システムキッチンと一体(ビルトイン)になっているものが対象
	10 システムバス(ユニットバス)、洗面台等既製品又は準既製品の設置交換	○	
	11 雨戸、サッシの設置・交換	○	網戸の設置・交換は対象外
	12 家庭用燃料電池(エネファーム)の設置・交換	○	
	13 耐震改修(耐震効果が確実に上がるものに限る)	○	
	14 耐熱改修(外壁、屋根、天井、窓・ガラスの交換等)	○	
	15 ブロック塀、石塀等の除却及び除却後のフェンス、生垣等の設置	×	
間取りの変更	16 玄関・居室・台所・浴室・便所等の間取りの変更	○	増改築(床面積の変更を伴う工事)は対象外
	17 パルコニー、ベランダの増築・設置	×	修繕も対象外 ※修繕しないと居住空間に損害を与える場合は検討
設備工事	18 給湯設備(追い炊き釜含む)の設置、交換	×	給湯器単体の設置、交換は対象外 電気、ガス配管工事等に伴う脱着の場合のみ対象
	19 便器の設置・改修	×	便器の交換等と合わせてその他工事等を伴う場合は対象
	20 冷暖房設備の設置、換気扇、全熱交換器の設置	×	
	21 火災報知器、防犯装置(監視カメラ、赤外線防犯システム)の設置	×	
	22 テレビドアホンの設置	×	
	23 エレベーターの設置	×	
	24 照明器具の交換	×	
	25 スイッチ、コンセント、配線の設置等の電気工事(配電盤は除く)	×	
	26 アンテナの設置、電話やインターネットの配線工事	×	
	27 太陽光発電装置、太陽熱温水装置の設置	×	
	28 浄化槽の設置、給水・排水・ガス等の配管工事	×	給湯設備、キッチン、洗面台等の交換・設置に伴う給水・排水・ガス等の配管工事は対象
住宅に付随しない工事	29 ウッドデッキの設置	×	※修繕も×
	30 門・塀・フェンス等の外構工事	×	
	31 車庫、物置の設置	×	
	32 造園工事	×	
その他	33 リフォーム補助対象工事箇所の廃材の処理費用	○	
	34 シロアリ駆除及び防除費用	×	
	35 この表にない工事	—	個別相談